



長野県報

7月15日(木)
平成22年
(2010年)
第2182号

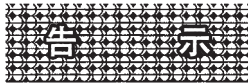
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	3
平成22年8月8日執行予定の長野県知事選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間(選挙管理委員会)	3

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	3
一般競争入札(国際課)	3
土地改良事業の施行に伴う換地処分の届出(農地整備課)	4
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	4
特定調達契約に係る落札者の決定(会計課)	4
平成22年度長野県警察職員採用初級試験(高校卒業程度)の実施(人事委員会事務局)	5
平成22年度長野県職員採用中級試験(短大卒業程度)、長野県職員採用初級試験(高校卒業程度)、長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験及び長野県市町村立小中学校事務職員採用試験の実施(人事委員会事務局)	8
一般競争入札(ものづくり振興課)	13
一般競争入札(企業局)	13



長野県告示第432号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年7月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡辰野町大字伊那富字大日尻9619の5、9625の1、9626、9627、9629から9631まで、9632の1から9632の4まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第433号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年7月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡辰野町大字伊那富字次良沢9685から9691まで、9692の1、9696の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第434号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月15日

長野県知事 村 井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡箕輪町大字東箕輪字山越3833、字仁蔵山3839から3845まで、3846の1、3846の2、3847のイ、3847のロ、3848から3882まで、字一ノ堀3896の2、3897の1、3897の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字仁蔵山3840から3845まで・3846の1・3846の2（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第435号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月15日

長野県知事 村 井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村清内路1157の30、1157の31、1157の94、1157の118

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県伊那建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年7月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年7月15日

長野県伊那建設事務所長 小 池 厚

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 伊那生田飯田線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
伊那市中央4758番の5地先から 伊那市境1224番の1地先まで	旧	6.5~9.0 m	0.4798 km
同 上	新	16.0~16.0	0.4798

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年7月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年7月15日

長野県飯田建設事務所長 三 井 宏 人

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 赤石岳公園線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡大鹿村大字大河原4798番の ロ地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原2256番の 1地先まで	旧	5.0~13.0 m	0.1300 km
同 上	新	9.0~13.0	0.1300

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年7月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年7月15日

長野県伊那建設事務所長 小池 厚

- 1 路線名 伊那生田飯田線
- 2 供用を開始する区間
伊那市中央4758番の5地先から
伊那市境1224番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成22年7月15日

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年7月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年7月15日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏人

- 1 路線名 赤石岳公園線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡大鹿村大字大河原4798番のロ地先から
下伊那郡大鹿村大字大河原2256番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成22年7月15日

道路管理課

選告示第44号

平成22年8月8日執行予定の長野県知事選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりです。

平成22年7月15日

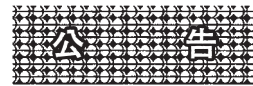
長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

基準日 平成22年7月21日（年齢については、平成22年8月8日）

登録日 平成22年7月21日

縦覧期間 平成22年7月22日

選挙管理委員会

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年7月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さくら育英会
- 3 代表者の氏名
井出 賢次
- 4 主たる事務所の所在地
上田市手塚1065番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、上小地域の通信制高等学校及び定時制高等学校に在籍し、勉学の意欲を有しながら経済的理由により、就学が困難である者の修学の奨励および学費の負担の軽減を図るため学業支援金として奨学金を授与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年7月15日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県国際交流団体情報提供システム制作業務委託
 - (2) 役務の特質
仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約の日から平成22年11月30日まで
 - (4) 納入場所
長野県観光部国際課
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区